

新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定

(平成30年5月1日改訂)

「いじめ防止対策推進法」の第13条の規定により、この基本方針を定める。

1 いじめ防止基本方針を定める意義

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも、そして誰にでも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全校児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように組織的に取り組むために「新ひだか町立高静小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」であり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものである。

(2) いじめの多様性のとらえ

「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生していることがあったり、善意に基づく行為であっても意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながることもあるなど、いじめの原因や経過は多様であるとの認識に立って、その防止や早期の発見・解消に取り組む。

(3) いじめの解消のおさえとその確認

①いじめが解消している状態は、以下の2点によりとらえる。

○いじめに係わる行為（被害児童が心理的又は物理的な影響を受ける行為が、原則3ヶ月以上止んでいる状況にあること。

○被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

②いじめ解消の確認

○被害児童及びその保護者に対する面談等による。

3 いじめ防止に向けた基本目標の設定

(1) 指導目標の設定

いじめアンケート調査において、「いじめはどんなことがあっても許されない」との解答割合を、全校で100%にする。

(2) 取り組みの評価

いじめの発見・防止・解消に向けた学校としての取り組みに関する評価を、学校評価における教職員の自己評価アンケート、保護者アンケート、児童アンケートに位置づけ、その肯定的な解答割合を80%以上となるよう取り組む。

(3) 評価結果の活用

いじめアンケート結果や学校評価結果を分析・活用し、いじめ防止基本方針の見直しや、いじめの発見・防止・解消に向けた取組に生かす。

4 いじめ防止・解消のための基本姿勢

(1) 「いじめをしない、させない、許さない」雰囲気づくりと、「見逃さない」体制づくりに努める。

(2) 学校は、いじめの被害児童を徹底的に守る立場に立つ。

(3) 児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- (4) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査を行い、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。
- (5) いじめの早期解消のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより関係機関・団体、専門家などと協力して指導に当たる。

5 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすく楽しい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図る。また、児童の学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高めて自尊感情を育むよう努める。

道徳の時間を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童が持つように指導するとともに、いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめに加担することであることを自覚させる。

(1) 「いじめをしない、させない、許さない」雰囲気づくり

①学校の取組

- ア「報告・連絡・相談」の徹底と学校全体での一貫した指導
- イ「笑顔いっぱい宣言」の掲示、及び継続的な啓発指導

②学年・学級の取組

- ア 支持的風土(雰囲気)のある学級経営
 - ・お互いの考えを認め合える学級づくり
 - ・個々や学級の問題について、学級で話し合える学級づくり
- イ 教師と児童が信頼関係で結ばれた学級経営
 - ・いじめや問題行動については毅然とした態度を貫く姿勢
 - ・学年団における統一した指導

(2) 道徳の時間を核とした「命の大切さ」「思いやりの心」の育成

- ①道徳教育の重点目標、指導の重点、重点事項を踏まえて指導を行う。
- ②学年統一した教材(資料)を用いて、共通指導案にもとづいた授業を行う。

(3) 児童一人ひとりの自己存在感・自己有用感の高揚及び自尊感情の育成

- ①学び合いの授業を大切にし、自分の考え、他者の考えを尊重できる場面を設定する。
- ②体験的な学習活動を保障し、個々が探究・追及できる機会を設定する。
- ③多様な考えが期待できる教材、教具を設定する。
- ④発表をしたり、自己決定をしたりする機会を設定する。

(4) 児童会活動の重視

- ①児童会の創意工夫をできるだけ活かし、一人ひとりが明るく楽しい学校を目指す。
 - ア あいさつ運動、児童集会の企画、運営
 - イ「笑顔いっぱい宣言」の取組

6 いじめの早期発見・早期解消に向けての取組

(1) いじめを見逃さない(早期発見)の体制づくり

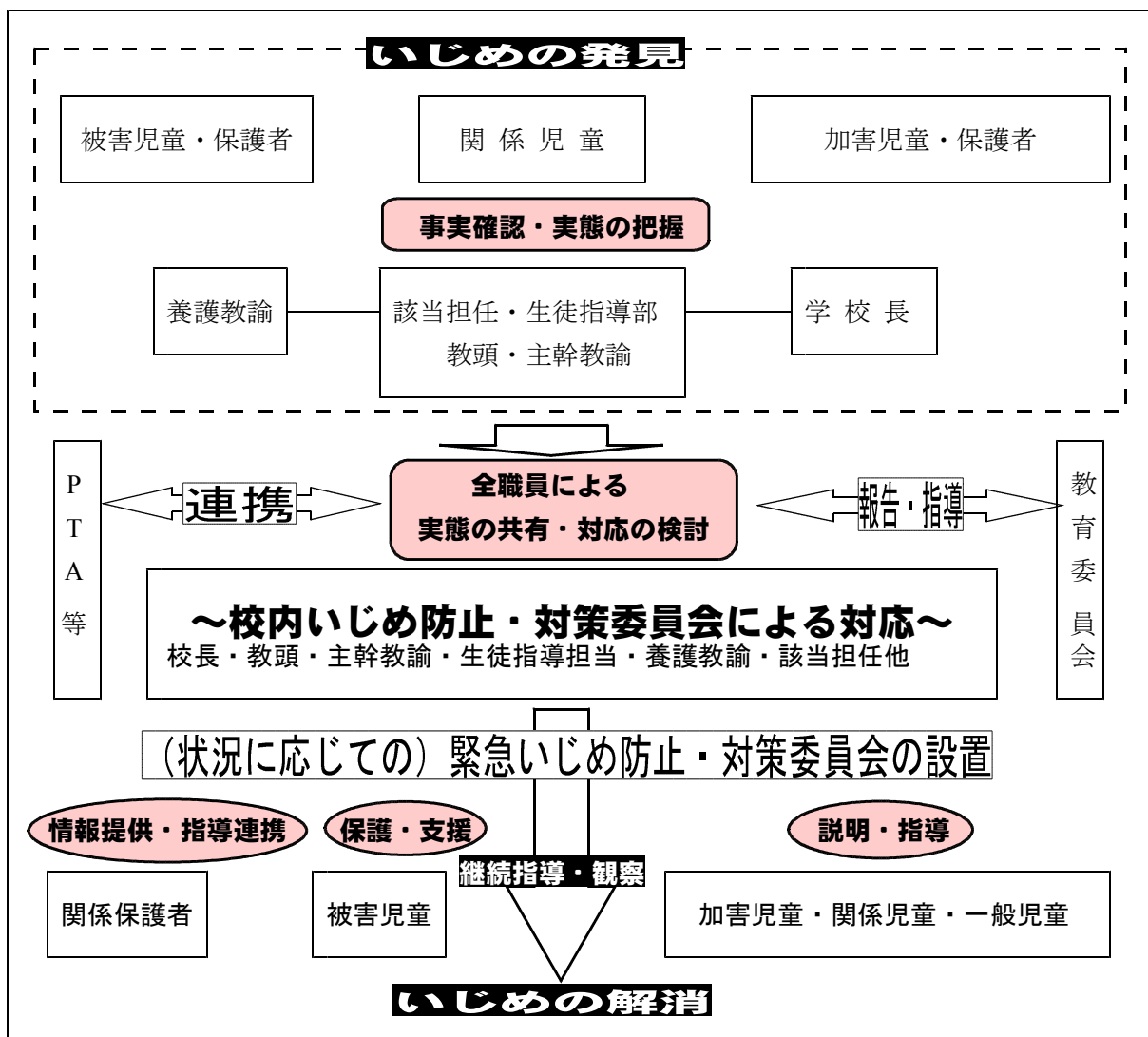
- ①「いじめはどの学級の、どの児童にも起こり得るものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的にきめ細かな観察を行う。そのため、朝、休み時間などに児童と一緒に過ごすように心がけ、児童とのふれあいを通して児童理解に努める。
- ②定期的な児童実態交流といじめアンケート(年2回)を実施するとともに、教育相談を連動させて早期発見に努めるとともに、発見時には迅速に対応する。
- ③保護者との意思疎通や信頼関係を強めるため、連絡を密にして「迅速」「丁寧」「誠意」をもって対応する。

(2) いじめの早期解消

いじめを発見したときには、学級担任が抱え込むことなく、職員間での情報共有を図り、組織的に対応する。

- ①情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考えて対応する。また、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
 - ②いじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にいる児童にも、いじめているのと同様であることを指導する。
 - ③いじめの問題が発生したときには、校内組織だけでなく、関係機関・団体、専門家などと連携・協力して解決に当たる。
 - ④いじめられている児童の心の傷を癒すため、教育相談員(教育カウンセラー)やスクールカウンセラーを有効に活用する。
- (3) 家庭・地域、関係機関と連携した取組
- ①いじめの問題が発生したときには、家庭訪問をして学校の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
 - ②いじめの早期発見・早期解消に向けては、保護者との連携を重視し、情報や対応策の共有に努める。
 - ③重大事態にあたるものについては教育委員会に相談し、警察等と連携を図りながら対応する。

(4) いじめ発見からの対応の手順



7 いじめ問題に取り組むための組織体制の構築

本校においては、いじめ防止と早期解消に向けて、以下の組織を設置・活用する。

(1) 校内いじめ防止・対策委員会

- ①構成：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・養護教諭・該当担任他
- ②役割：○生徒指導部と連携して、いじめ防止策の具体化について検討・推進する。
 - いじめ問題発生時の対応策の検討・推進
 - いじめの防止や解決に向けた外部との連携
- ③推進役は教頭

(2) 緊急いじめ防止・対策委員会

- ①構成：校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当・養護教諭・該当担任他・PTA及び町教委担当者
その他の必要な関係者（関係校職員など）
- ②役割：○校内いじめ防止対策委員会を含む校内組織では対応しきれないいじめ問題の防止・
解決に向け、より専門性や多面性をもって対応する。
 - 関係機関・専門機関等の連携窓口としての役割を果たす。
- ③推進は教頭